小樽商大緑丘新聞
発行所
小樽商科大学緑丘新聞会
小樽市緑町五丁目五番地
TEL◎1101
購読料 半年 100円 一年 200円
七月五日発行
号外

今日一時から緊急学生大会

学長問題で再び立ち上る

自治会執行部では三日三時から各案、ザークル代表をまじえて六日に迫った学長選最終投票に対する態度を協議した結果、「新学長は学外から」という意向が学生の中に圧倒的であることを確認、その線に沿って五日午後一時から全学生を結集して緊急学生大会を開き、教官各位に要望書を提出することを決定した。ここに拒否権発動が否決されて以来全く動きのなかった学生側の組織的運動が新たに執行部を中心として再び大きく動きだした。

大会は児山副執行委員長の投票説明の後直ちに質疑応答に入ることになっている。

議事予定

(1) 投票
(2) 選出
(3) 投票
(4) 開票
(5) 発表
(6) 学長代理
(7) 討議
(8) 決議
(9) 行動方針
(10) 討議
(11) 決議
(12) スローガン採択
(13) 宣言文
(14) 会宛請願書採択
(15) 閉会

尚、それに先立ち廿四日には一、二年の分二回に分けてクラスで、同夜は各寮で討議が持たれ最後の動員数が予定されている。

◎学長選考規程の「学長予定者」に関する部分は次の通り。

省略「学長候補者となるべき者」の推薦の項

「学長候補者三名」の選定の項

第六条 学長予定者の選挙資格は専任の教授助教授講師並びに併設短期大学の専任の教授助教授および講師とする。

第七条 学長予定者の選挙は協議会の定める日時に単記無記名投票によって行う。但し不在投票および代理投票は認めない。

第八条 前条の選挙は選挙資格者数の過半数を得たものを当選者とする。

2 前項に該当する者がないときは投票多数の者2名についてさらに投票を行い選挙資格者数の過半数を得た者を当選者とする。

第九条 協議会は第七条及び第八条による選挙の結果を参考として学長予定者を決定し、学長又はその代理者に報告する。

第十条 学長予定者が就任を辞退したときは協議会は第二条の規定にかかわらず改めて学長の選考を行う。

第二条 学長の選考は次の場合行う。

1. 学長の任期が満了のとき
2. 学長が辞退を申し出たとき
3. 学長が欠員となったとき (十条に続く)

第五条 協議会は、学長選考の参考とするため、前条の学長候補者について選挙を行う。

二案々会開かる 学生大会の口火

二案の要会は一日夜開かれ、執行部から片山君が出席、特に古瀬・麻田プランを中心にして討論した。席上「六日に行われる学長選考をこのまま見すごしていもさか、学長如何によっては古瀬・麻田プランにのべられているような重要政策の実ることも不可能になるのではないか」との発言が一学生からなされた。これに対して、執行部から「執行部も同感で目下その具体策をねっている。何らかの形で三名の候補者に対して学生側が意志表示する事はあらゆる面から考えて絶対やるべき事だと思う」の意見が表明された。

二年有志、学外支持のアッピールを発表

二年度生の旧常任委員は三日会合を開き「昨年十一月の常任委員会提案の自学年学生大会の結末をつける意味でも、ここで三名の候補者に対して意志表示をする必要があるとの結論に対し大要次の様なアッピールを発表した。

「学園の危機を救い、学園の民主化を積極的に推し進める人を、学内に求めるのに困難を感じざるを得ない。旧体制下にある処から、これを求めえないとすれば、我々の求める学長を「学外から呼ぶ」こと以外に学園の再建も望み得ないとの結論に到した。」

四案 "学長は学外から" 重点政策を支持

四日夜、四案でも案会を持った。その結果、今までとってきた態度、考え方からして、学内の候補者の中には、危機を打開してくれる人はいない、との結論に到した。一方古瀬・麻田プランにのべられている重点政策をとる事は絶対に必要であるが、どの方向に重点策をとるかは今後、教官、学生の中の活溌な討論の中から生れてくる事が望ましい。時に新学長はこのような新しい方向の講座内容の充実がなせる人でなければならない。その点からも学外より他には求められない事を確認した。

自治会々則 学生大会

第六条 学生大会は本会の最高議決機関である。

第七条 学生大会は左の場合に執行委員長の召集により開かれる。
一、定期大会、毎年五月に一回
一、会員の中五十名以上の署名による要求があった場合。
一、代議員会の要求があった場合。
一、執行委員会が必要と認め決議した場合

第八条 学生大会は全会員の五分の二以上の出席をもって成立する。

第九条 学生大会は、その都度三名よりなる議長団を選出する。学生大会の記録は書記局がこれをなす。

第十条 本大会の運営は、代議員により選出された五名の議事運営委員がこれにあたる。

第十一条 学生大会の決議は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長団がこれを決定する。

編集部註 本学の学生総数は千五

学生大会 有志大会に変えか。

一時から予定された学生大会は英語々達川、マクラウド(短縮四十分)教官の時拒否されたため、更に連絡不徹底から三百名以上(定足数)集まることは困難とみられる。現在執行部は大会成立に力をそそいでいるが最悪の場合には大会にきりかえる予定である。